

福島区役所企画推進担当事務会計年度任用職員 募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

- (1) 放置自転車対策に関する補助業務
- (2) 空家対策に関する補助業務
- (3) 緑化に関する補助業務
- (4) 企画推進担当における庶務業務

3 応募資格

令和7年6月1日から勤務可能で、次の資格を全て満たす方。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方
- (2) パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができる方

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

勤務日数：1日7時間30分、週4日30時間

勤務時間：午前9時00分から午後5時15分まで

休憩時間：45分

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、月曜日から金曜日のうち本市が指定する1日

(3) 勤務場所

大阪市福島区大開1丁目8番1号

福島区役所企画総務課（福島区役所4階）

(4) 報酬等

報酬（月額）	165,300円～185,832円（地域手当を含む）
期末・勤勉手当 （12月に支給）	380,190円～427,414円
年収見込	2,033,190円～2,285,734円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当が支給されます。

※上記報酬等は、令和7年5月13日時点（募集時点）のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和7年6月1日～令和8年3月31日
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇 等 【無給】 ・生理休暇・妊娠障がい休暇・育児時間休暇 ・ <u>子の看護休暇（注）</u> ・ <u>短期介護休暇（注）</u> ・ドナー休暇 （注）別途取得要件あり

※その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

面接試験（口述試験）

7 選考日時及び選考会場

日時：令和7年5月28日（水）午前9時45分集合（午前9時30分受付開始）

集合場所：福島区役所6階会議室

面接試験：午前10時～（1人15分程度）

※案内状は発送いたしません。当日直接会場までお越しください。なお、試験開始時間に遅れた場合は受験できませんのでご了承ください。

※試験は、順次行いますので、申込状況によってはお待ちいただく場合があります。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）でお申込みください。

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

※他の方法で送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受付できません。

(1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 「試験結果」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※宛先を記載のうえ110円切手を貼付してください。（切手がない場合は発送しません）

9 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 受付期間

令和7年5月26日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時を除く）

イ 受付場所

〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号

福島区役所企画総務課（企画推進）4階42番窓口

(2) 郵便等で送付する場合

ア 受付期限

令和7年5月26日（月）まで（当日必着）

※「福島区役所企画推進担当事務会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒で送付してください。

イ 送付先

上記（1）イと同じ

10 結果の発表

可否は受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にお知らせできません。

11 合格から採用まで

面接試験の成績が一定基準以上で最上位の方1名を内定者として決定します。

なお、内定者を除く成績が一定基準以上の方については、福島区役所企画推進担当事務会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に成績順に登録し、登録期間中に内定者の辞退等で欠員等が生じた場合に、成績順に採用します。採用候補者名簿に登録された場合は、その旨を通知します。

（採用候補者名簿登録期間：名簿登録後から令和8年3月31日まで）

12 その他

（1）この試験において提出された書類等は、受付後返却しませんのでご了承ください。

（2）受験に際して収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

（3）お電話等での可否に関するお問合せには応じられません。

（4）受験資格がないこと、申込内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合は、合格を取り消すことがあります。

13 問合せ先

〒553-8501 大阪市福島区大開 1 丁目 8 番 1 号

福島区役所企画総務課（企画推進）

電話：06-6464-9908 ファックス：06-6462-0792

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと